

| | |
|------------------|---|
| Title | ナショナル・ミニマムの理論と政策(1)(園乾治先生退任記念号) |
| Sub Title | The Doctrine and Policy of the National Minimum |
| Author | 藤沢, 益夫(Fujisawa, Masao) |
| Publisher | |
| Publication year | 1972 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.15, No.2 (1972. 6) ,p.95- 109 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19720630-03958979 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナショナル・ミニマムの理論と政策(1)

藤澤益夫

I

一般に経済理論は、シュムペーターのいうように、それぞれの時代の経済過程についての一定のヴィジョンに支えられて、それゆえイデオロギーの側面を強く含んで形づくられてゆくが、ひとたびヴィジョンの内容が本質を捉えた概念に固まり定式化されると、アパレイタスとしての客観性と応用性を具えるようになってくる⁽¹⁾。こうして経済理論が、一面で歴史性・思想性をもつと同時に、一面で普遍性・技術性をもつかぎり、時代の波流に推されて首唱者の本来的な意図から離れた役割を——ときには正反対の役割すら——与えられることがしばしばある。

主題とする“ナショナル・ミニマム”(the National Minimum)のドクトリンも、社会状況の変化につれて、典型的にあとさきで役割と位置づけの大きく動いた経済政策理論である。すなわち、広く知られているように、ウェッブ夫妻(Sidney and Beatrice Webb)が1897年に『産業民主制論』(*Industrial Democracy*)のなかで、この思想をはぐくんだ起点では、労働組合運動の社会的経済的レゾン・デートルを肯定的に確立するための基礎理論として構想したのであり、そこにイギリス的社会主義の途を求めたのであった。ところが、わずか半世紀足らずのちの1942年にベヴァリッジ(William H. Beveridge)が有名な彼の報告書(*Social Insurance and Allied Services*)のなかで、社会保障の本質的要素にそれを据えたときには、フェイビアン流のゆるやかな攻撃性さえ中和されて、福祉国家理念を体現する指導原理に転化せしめられているのを見ることが出来る。さらにこれが、現代の日本で受容されるときには、一方で、美濃部都政のスローガンに掲げる和製英語シビル・ミニマムという、かつての都市社会主義、ガス・水道社会主義の響きをどことなくとどめた局所的亜種を派生しつつ、他方で、政府の数量化主義の実行として、国民の福祉や生活にかんする行政基準を便宜的に数値表現する、なかなかトリッキーな指標に転用されるところまで、ナショナル・ミニ

(1) Joseph A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, 1954, pp. 41-42, pp. 45-46, et passim. 東畑精一訳『経済分析の歴史』1, 1955年, 79-82ページ, 87-89ページ, その他。

мам理解の振幅は拡がり、半面で内容は薄められている。

このようにさまざまな変様をみせるナショナル・ミニマムの、いたってオポチュニスティックな性格は、第1に、それが、19世紀の疎放な自由放任信条への批判とマルクス主義への反撥とを合わせ込めたフェイビアニズムの、型にとらわれぬ経験主義的な折衷思想⁽²⁾に培われたところからもたらされたもので、それを構成する社会批判や経済論や未来観やの雑多なモザイクのうちの、いずれかの成分が強調されるのに随って、ナショナル・ミニマムに異同を生じ種差が分れるという発生上の事情が絡んでいる。第2の、そしてより重要な性格規定要因としては、現実と理念を適当にないまぜ、すぐれて実践的な発想にもとづき政策の世界に密着して提言されたナショナル・ミニマムは、はじめの理想主義的な“公正”=fairの政治理論を、次第にケムブリッジ学派の“厚生”=welfareの経済理論で補強し、あるときは置換することによって、めだって中立化され技術化されてきたという展開上の事情が働いている。

つまり、ナショナル・ミニマムの理論は、ときどきの条件と要請に対応して、いくつかの屈折を重ねてきた政策コムパスの複合なのであって、けっしてひとつの内容に約めて割り切れるものではない。にもかかわらず、現在の社会保障論・福祉国家論の大多数は、歴史過程を考察の対象にするときですらも、ナショナル・ミニマムをもっぱらベヴァリッジ段階だけに片寄せて扱い、内容理解も通俗的に国民生活の最低水準保障と説明する手軽な常識のレベルを越えず、なかには、この概念の産みの親をベヴァリッジに帰す誤解さえみられる⁽³⁾。ウェブに触れる少数の場合でも、ウェブ自身による思想の熟成拡充の順序には比較的無頓著である。そのうえ、ウェブ段階とベヴァリッジ段階を媒介なしに直接対置し、前者の「先駆的形態」の延長線上に乗せて後者の「実現の最高の一形態」をつないだり⁽⁴⁾、逆に、両者の落差・断層を指摘したりするのが普通であって、この間に、ピグー以降の諸段階が介在して相互に大きく影響し合ったプロセスにはいい及ばない⁽⁶⁾。(たとえば、従前の議論では、ピグーが『厚生経済学』の最終章を実質所得のナショナル・ミニマム論で結び、また別章を時間賃銀のナショナル・ミニマム論に充てていることなどは、まったく等閑に付したままであり、まして、彼の前⁽⁷⁾

(2) G. D. H. Cole, *British Working Class Politics, 1832-1914*, 1941, p. 121 et seqq.

(3) たとえば、青木信治「ナショナル・ミニマム」、『経済セミナー』, 1971年7月号, 127ページ。

(4) 与田 柁『社会保障』, 1965年, 89-90ページ。また、現在の標準的研究と目される、Maurice Bruce, *The Coming of the Welfare State*, 1961. も分析の精しさと視野の広さを別にすれば、方向はおおむね同じい。

(5) 大河内一男編『社会政策』(経済学演習講座), 1955年, 453ページ。

(6) 管見にはいった唯一の例外は、荒井政治『近代イギリス社会経済史』, 1968年, 358-361ページの簡単なスケッチである。ただし、ナショナル・ミニマムとのかかわりでなく、単にケムブリッジ学派の「厚生」概念と福祉国家の関連をいうものは、もちろん少なくない。

(7) A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 4th ed. 1932 (1st ed. 1920), Part III, chap. XXI A National Minimum Time-Wage, and Part IV, chap. XIII A National Minimum Standard of Real Income.

著『富と厚生』におけるそのプロトタイプにさかのぼることは、まずもってないようである。⁽⁸⁾

ナショナル・ミニマム理解が片側に傾き表層を滑るならば、社会改良のヴィジヨナルな目的概念から福祉国家のプラクティカルな実体概念へ思想が転位変容し、現代国家の経済介入の一般原理に拡張されてゆく脈絡の必然性を見過ぐし、ナショナル・ミニマムの思想と政策に対する正確な認識——現代的意義と限界の把握を誤るであろう。生存権のような理念の宣言や単なる観念的な理想の表明と異なり、独占段階以後の時代環境を鋭く反映した生きた政策システムとしてのナショナル・ミニマムを正当に評価するには、この考え方の生まれ育ってきた系統を追い、その論理構造を批判的に突き止めなければならない。

II

国民的最低限と訳される習しのナショナル・ミニマムは、元来、複数の系統のイメージが重なった多義的タームであり（付表参照）、これと交錯し依存するところの多い福祉国家は、さらに曖昧な政治色の濃い概念であるが、少なくともこれらが、資本主義の修正を目指した国家の意識的組織的経済介入を意味して、ヴィクトリア期の経済的自由主義と対立するものであることは間違いない。もっとも「自由の時代といっても、その理論がより抽象的な定式化の形で想定したほどには、けっして国家干渉や組織体による市場統制を欠いていたわけではなかった。……自由の時期は、どんなところでも、歴史上の短い中間期以上のものではなかった⁽⁹⁾」という限定は、イギリスにもむろんあてはまる。しかしまた、イギリス資本主義が世界市場の君臨者として、広大な植民地支配と生産技術の優位を背景に、ときどきの景気後退を払い除けながら、きわめて急速な膨脹をつづけていた間の、世俗のイデオロギーあるいはひとびとの生活信条としては、イギリス的伝統にそう経済的自由主義がフランス的起源をもつ自由放任主義と混淆して定着し、当時の経済秩序に対する素朴で楽観的な信頼感を徹底させていたことも確かである。

事実、ディズレーリが政治小説『シビル』のなかで、チャーティズム前後の社会を直写して述べた「富める者と貧しき者が互いに交渉もなく共感もなきふたつの国民となり……別の世界、別の星の住民のごとく⁽¹⁰⁾」抗争する状況は、ヴィクトリア期の目覚ましい経済発展とともに徐々に薄れていった。繁栄の余沢を承けて、19世紀中葉以後、労働者は資本主義秩序に反抗する代りに、それを既成事実として受け容れ内部での利益獲得を期待するようになった。コールが諺をもじって示すよう「小羊の毛の刈り立ては済んだのだから、今度は資本主義が風当りを和らげる番⁽¹¹⁾」であった。この

(8) ditto, *Wealth and Welfare*, 1912, Part III, chap. XII A National Minimum.

(9) Gunnar Myrdal, *Beyond the Welfare State*, 1960, pp. 40-41. 北川一雄監訳『福祉国家を越えて』, 1963年, 57ページ。

(10) B. Disraeli, *Sybil, or The Two Nations*, 1845, book ii, chap. 5, p. 67.

所得水準の一般上昇を特徴とした時期に、きびしい窮乏より浮上した熟練労働者層は、国民的繁栄の永続を信ずる空気に染まってたちまち小市民化し、思想も行動も雇主の方式にそっくり似せようと努め、遵奉する「道徳律は小振りだけれど雇主と同じであった」⁽¹²⁾。かくて、めずらしく社会的反目を免れたヴィクトリア中期の為政者や知識層の手放しの楽天的気分は、サー・ギッフィンの「労働大衆は、すでに将来性も望みも閉ざされた隷属階級の状態を脱して、およそどんな高さの文明へでも十分昇りうる立場にある。……労働者たちは成否の鍵を手中に握っている。自力で体得できるこれらの教育と節約が、ときに応じて、残りの仕事をすっきり片付けてくれるはずである」⁽¹³⁾という文脈によって如実に現わされている。そこでは労働問題は独立の“問題”であることを廃め、市民の道徳問題一般のなかに解消されて、ときおり表面化する貧困は、時代の基本徳目たる自助と節約を踏み外した結果と強引に処理されていた。

一時代一社会を支配する価値観が動揺するには、それ相当のモーメントを要するが、ヴィクトリアの大様な楽観主義を不安と焦燥に塗り替えたのが、1870年代半ばに始まり90年代中頃まで断続的に進行した例の“大不況”(the Great Depression)であったことは贅するまでもない。「大不況の意義についての評価は、当然のことながら、われわれの診断いかんによってきめられるところが多い」⁽¹⁴⁾のであって、イギリス経済の世界的地位が卓絶を落ちて優勢に移り、経済基調が独占に転じたことを象徴する大不況は、生産指数や技術的進歩の点ではかならずしも停滞をみせず、失業多発とパリ・パスウに就業者の賃銀上昇のあった特異な時期⁽¹⁵⁾として、そのインパクトを、すぐさま上向に復した経済システムの上よりも、はるかに深く社会の価値体系の分裂の面に刻したことを見逃してはならない。いずれにせよ「大不況とともに、富と交易が果しなく楽々と自動的に増進するという幻想——ヴィクトリアの人士が重んじた幻想は破られ、没落の預言と行動への呼びかけで次第に重苦しい雰囲気⁽¹⁶⁾に包まれてきた」。主人と幻想をともししていた労働者も、ようやく「全体制の基礎に疑い⁽¹⁷⁾を抱くようになった」。とりわけ、隆昌の陰に見棄てられていた“第5身分”、職能別組合の門外に締め出されてきた低賃銀未熟練大衆の“新”組合主義は、労働運動に生氣と戦闘性を蘇らせた。⁽¹⁸⁾しかも、この新しい波は、マッチ女工ストライキやドック・ストライキの成功にみられるように、

(11) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement, 1789-1947*, rev. ed. 1948, p. 144. 林・河上・嘉治訳『イギリス労働運動史』II, 1953年(誤訳を散見するので、引用は邦訳による)。以下同じ。

(12) *ibid.*, p. 145.

(13) Sir Robert Giffen, *Essays in Finance*, vol. II, 1887, p. 473, quoted in W. H. B. Court, *A Concise Economic History of Britain, From 1750 to Recent Times*, 1954, p. 254.

(14)・(15) Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, 1946, p. 300. 京大近代史研究会訳『資本主義発展の研究』II, 1955年, 124-125ページ。

(16) Cole, *A Short History*, *op. cit.*, p. 226.

(17) *ibid.*, p. 227.

(18) M. Dobb, *Wages*, rev. ed. 1959, pp. 165-166. 氏原正治郎訳『賃金論』, 1962年, 221ページ。

世論の同情を集めたのであって、⁽¹⁹⁾ 当時の経済および社会の在り方に失望した中産階級と、主張に力を増してきた労働者階級の、両者の結合が、ほどなく国家目標を更えさせ、資源利用と所得配分の方法に⁽²⁰⁾ 変革をもたらすにいたるのである。

メリー・イングランドの土壌の上に地歩を固めた中産階級・知識階級の社会観を根柢から揺さぶったのは、「復活した」社会主義の教えではなく、世紀交代期に行われた一連の貧困調査であり、なかんずく、その尖端をゆくチャールズ・ブースのロンドン調査であった。もちろん、貧困の様相を具体的に掴もうとする試みは随分古く、キング (Gregory King) による最初のセンサスやアダム・スミスの直弟子イーデン (Sir F. M. Eden) の古典的業績以来、夥しい数にのぼっている。しかし、前ブース的諸サーヴェイに共通する問題意識は、たれが貧しいのかを問うて、社会の底辺に沈澱する⁽²¹⁾ 已むをえない固定層としての“貧民” (the Poor) の存在の上に注がれていたのである。問題の対象が“貧民”に設定されるかぎり、同情的であると否とにかかわらず、その背後には、市民社会の論理としての生活自己責任原則にもとづくリジッドな個人主義的貧困観が流れ、社会の一部が貧民であるのは、怠惰、浪費等の個人の性向・資質に原因があるとする考え方を脱脚できない。これに対して、ブースは他に先駆けて存在量としての“貧困” (Poverty) の幅と深さを測ったのであり、その問題意識は、彼自身のいうように「富裕のただなかの貧困」 (poverty in the midst of wealth) が⁽²²⁾ 存在する理由を討ねて、“貧困”を社会の病患として——まだ症状の診断が精一杯で、病理の解明にはとてもいたらなかったが——捉えようとしたのである。いわば、このときをもって、“貧しさ”への見方が、能力論・道徳論を中心にした貧民問題から、経済論・社会論を主体にする貧困問題へと転換したのであって、この一事だけでもブースの名は光芒を放っている。

とはいえ、中流より身を起こして大船主となり、ヴィクトリア的理想の人物たる資格を立派に有したブースが、当初よりこうした意識をもっていたわけではない。反対に、社会主義への強い反感、とくに、S. D. F. (社会民主連盟) によるロンドンの大衆の25%は深刻な窮乏に陥っているという、当時センセーションを醸したデータ発表への憤慨が、ブースを駆り立てたのである。1886年2月、彼は面識もなかった S. D. F. の領袖 H. M. ハインドマンを訪れ、方法の不適切と事実の誇張を私費を投じて⁽²³⁾ 実証すると口約し、延々十数年にわたることになったサーヴェイ (付表参照) に着手したのである。⁽²⁴⁾ 結果は、はやくも予備調査段階からブースの予想ないしは期待を完全に裏切り、調査

(19) Francis Williams, *Fifty Years' March, The Rise of the Labour Party*, 1949, p. 41 et seq.

(20) Court, *op. cit.*, pp. 271-272.

(21) W. H. Beveridge, *Voluntary Action, A Report on Methods of Social Advance*, 1948, pp. 127-128.

(22) Quoted in Beatrice Webb, *My Apprenticeship*, 1926, p. 192.

(23) F. D. Hyndman, *Record of an Adventurous Life*, 1911, p. 331, quoted in T. S. and M. B. Simey, *Charles Booth, Social Scientist*, 1960, pp. 69-70.

(24) ブースの従妹、調査の有力な協働者、のちのウェッブ夫人たるビアトリス・ポッターも、このときハインドマンを論難した一人であり、ペルメル・ガゼット紙への投書が彼女の論壇初登場であった。

の進行につれて、失業と貧困の惨状についてのあれこれの訴えの仰々しさを曝露するどころか、S. D. F. 推計ですら過少であることを曝露してしまった。結局、ブースの用いた唯一の貨幣ターム尺度、たれしも納得する内輪の“貧困線”として採られた稼得週額21シリング未満の者は、対ロンドン市人口比で極貧8.4%、貧困22.3%、貧困計30.7%（その対労働人口比37.3%）と推定された⁽²⁵⁾。いまの眼で顧みてブース流の調査の稚拙さを批判するのは易しく、それは貧困のごく大雑把な数量的表現を可能にしたに過ぎない。だが、その簡単な数量的把握こそが、貧困を質の面に力点を置いて意識し規定した旧套との間に、本質的懸隔を開いたそもそもの要因をなしていよう。

膨大な時間とエネルギーを投入して貧困を直視しつづけたブースが、最後に辿り着いた結論は、「どん底の生活水準を休むことなく引き上げてゆくには、多大の努力を集注しなければならない。目標はきわめて徐々にしか達成しえず、これで宜しとするところは恐らくありえまいが、行動の原理はつねに変わらず一軌である。すなわち、改善の機会を十分与えつつ、生活が最低の尋常な標準(a minimum accepted standard) 以下に低落する度ごとに行政措置と罰則をもって介入することがそれである⁽²⁶⁾」というものであった。貧困把握の的確さは、ブースをしてナショナル・ミニマム想到の方向へ導いてゆくが、彼もその一員である経営者の理性と善意に対する信念が思考の切り換えをためらわせ、伝統的貧民管理への執着を残して、折角、貧困の諸相を綿密に測定しながら、低賃銀・不安定雇用の結果としてそれを全容的に経済・産業機構のなかにフィードバックして追究することを怠らせてしまう。発見した大量貧困を前にして、「一定必要量を越える労働力の予備は、質的頹廃を通じて長期的には産業の損失になる⁽²⁸⁾」と考えるのが限界の、開明的経営者ブースにとって、ミニマム維持の行動原理はついに理念の表明以上のものではなく、具体的政策提案は無醸出老齢年金を説くに止まり、醸出年金の提唱者ブラックリー (C. Blackley) と対をなしてゆくことになる⁽²⁹⁾。

ブースが実は証明したくなかったものを実証してしまったのと同様に、大都市「ロンドンにおける貧困累積の例外性」を衝こうとして、かえって「典型的な地方都市ヨークにおいても事情はほとんど等しく⁽³⁰⁾」(非常な好況下にあった1899年のヨーク市貧困総量は対人口比27.84%、対労働人口比43.4%であり)、ブースに「意外とするに足らず⁽³¹⁾」と書翰で評させたのは、彼を10年遅れてフォローしたもう一人の開明的経営者B・シーボーム・ラウントリーであった。これだけでは、後進の利をもつラウントリー

(25) Harold W. Pfautz, *Charles Booth on the City*, 1967, p. 51 et seqq.

(26) C. Booth, *Life and Labour of the People in London*, 2nd ed., Final Volume, 1897, p. 95, quoted in the Simeys, *op. cit.*, p. 159.

(27) ブースのロンドン調査は、結局、Poverty Series における存在量測定、Industry Series における雇用との関連の測定、まったくのミスタイトルである Religious Influences Series における地方自治体を含む諸組織の活動と大衆の生活の社会学的側面の測定、3部構成をとった。

(28) Quoted in the Simeys, *op. cit.*, p. 95.

(29) 小川喜一『イギリス社会政策史論』, 1961年, 206ページ以下。

(30)・(31) B. Seebohm Rowntree, *Poverty, A Study of Town Life*, 2nd ed. 1902 (1st ed. 1901), pp. 300-301.

ーは、家業のチョコレート業で2代目であったように、より周到で正確な方法によってブースの状況の普遍性を確認したエピゴーネンに過ぎないが、彼を平凡な亜流としなかった独自の展開は、客観的な一義性を備えた貧困測定尺度を具体的に設定したことと、貧困原因の分析を通じて貧困発現のライフ・サイクルを統計的に検証したことであり、通例この2点とも、ナショナル・ミニマムあるいは社会保障実現への一階梯をなしたとされている。

なるほど第2点の、ピース・ミールに扱われてきた貧困の諸原因を、生活の経年的周期的起伏にかかわらせて整合したことは、生活構造の解明に糸口をつけて、のちの社会保障体系包括化を誘導するプラスの貢献であったが、第1点の貢献はかならずしもプラスでない。つまり、ラントリーの“貧困線”は、マーシャルの影響のもとに定義の単純性と確定性を求めて、それ以下では飢餓に陥る「単なる肉体的能率維持に必要な」生存の最低限に画され、その費用算定は、生理学・栄養学を援用して「救貧院の水準をかなり下回る内容を基礎にした食費を標準にする」等の“合理的”手順によって具体化された。⁽³²⁾このかぎりでは、いかにストイックであろうと、それは統計家ラントリーによるひとつのカテゴリー識別のための便宜的指標であるが、一旦、産業家ラントリーの「貧困がもたらす労働能率の悪化は、イギリスの産業効率に響いて国際競争力低下を来す」とする論理のもとで、この肉体的能率の維持が「貿易の成功の条件」に位置づけられると、やがて生理的生存水準の苛烈さを「最低の人間の必要充足水準」へ多少緩和する——「ここで設定した費用を少しでも切り詰めることはたれにもできない」程度ながら、とにかく緩和する——試みを経て、それは、「いかなる階層の労働者もこれ以下の生活を強いられてはならぬ基準」⁽³³⁾として、ひとつの政策実践の確定的標準に流用されてしまう。ラントリー自身の想定した具体的達成手段は、児童手当に補完された最低賃銀制の導入と、企業内福利充実・労使関係改善による経営近代化の2方向であり、とりわけ自己の体験にもとづく協調主義への傾斜を深めてゆくが、⁽³⁴⁾つまるところは、このとき確立された最低生活基準査定⁽³⁵⁾のラントリー的内容と手法が、そのままベヴァリッジ・プランに継受され、社会保障の政策基礎にリゴリズムと硬直性を持ち込んだのである。

ブースとラントリーは、その経営者の体質的限界のゆえに事態の全部を捕捉した政策展望を産み出しえなかったものの、かれらの“発見した”貧困の規模と程度は、華々しいヴィクトリアの黄金時代がなんの上にも、たれを犠牲にして築かれていたのかを、あらがいがたい説得力をもって立証した。それはまさにディズレーリの「ふたつの国民」の悪夢の再現であり、当時の教養人のア・ブ

(32) *ibid.*, p. 136 et seqq.

(33) *ibid.*, p. 86, pp. 133-135, et passim.

(34) *ibid.*, pp. 220-221, p. 261.

(35) ditto, *The Human Needs of Labour*, 1918, p. 134.

(36) *ibid.*, p. 91.

(37) *ibid.*, pp. 137-138, pp. 140-141. cf. ditto, *The Human Factor in Business*, 1921.

リオリな貧困観を掘り崩して、社会のものの見方をあらわな個人主義から集団意識へ変革する端緒をつくった。

III

のちのケインズの口調と酷似した、ブースのいわゆる「富裕のなかの貧困」のパラドックスが、宿命的貧民観の行き詰りを教えるまで、経済学の正統は、穀物法論争の熱気を失ってヴィクトリアの安定社会に自足し、「偉大な仕事はすでに為されているのだ」と感じていたとい⁽³⁸⁾てよい。人間の研究、人間の福祉の研究を経済学の主内容と考え、「いくつかの都市のもっとも貧困な地区を訪れて、もっとも貧しい人々の顔を見ながら次々に街路を歩いてみた」上で経済学の徹底的研究を決意したと自ら語るほど、一貫してプロ・レーバーの立場をとった理想主義者マーシャルにしても、繁栄と進歩の完全な楽観論に身を置いていたことに変わりはない。1873年に彼の想定した『労働者階級の将来』は、当時の熟練労働者層の経済的社会的地位の向上に照して、「かれらは着実に紳士に成長しつつあり」、さらに向上の努力が普及し進歩の成果が均霑するなら、「労働者階級が(人間性を害うような)過重な労働を余儀なくされている者の謂であるかぎり、かかる意味での労働者階級はいまに消滅するであろう」というものであ⁽³⁹⁾った。その思想は、ギッフィンの流れに沿い、したがって、自尊心ある者への教育や環境整備による自立助勢の必要が説かれるのと並んで、「自墮落で天性劣る者」への監督下の矯正保護が主張され⁽⁴⁰⁾た。この段階のマーシャルにとって、欠陥のあるのは能力性格の劣る個人の方で、経済的自由の社会体制の方ではありえなかったのである。

世紀末の、原理的には確実に消滅の方向にあるはずの失業と貧困の大量発見により、私益の自動メカニズムに対する信仰がやや色褪せ、自由党急進派の頭領チェムバレン (Joseph Chamberlain) が1885年に同僚を驚かせた露骨な言葉を引けば、「財産はその安全を保つために、どんな身代金を払うつもりか⁽⁴¹⁾」を問い掛けられた緊張と不安の時代になっても、すべてに飛躍を嫌うマーシャルは、経済的自由の公式の擁護と貧困問題・分配問題解決の要請との間に「均衡」をとってゆく。すなわち、社会的福祉の増大を支える国民分配分の増大は、企業家の独創力と活動力の導く産業の繁栄と発達の成果であるが、そのとき当然、下位の協働者たる労働者の効率的生産活動を不可欠とする。資本と労働、利潤と賃銀は、短期的には明らかに対抗関係に置かれるが、長期正常の問題としてみれば、

(38) Schumpeter, *op. cit.*, p. 830. 邦訳5, 1746ページ。

(39) J. M. Keynes, *Essays in Biography*, 1956. 熊谷・大野訳『人物評伝』, 1959年, 133ページ。

(40) Alfred Marshall, *The Future of the Working Classes*, 1873, in A. C. Pigou (ed.), *Memorials of Alfred Marshall*, 1925, p. 105, p. 118.

(41) ditto, *Where to House the London Poor*, 1884, in Pigou (ed.), *ibid.*, p. 144, p. 151.

(42) Ralph Miliband, *Parliamentary Socialism, A Study in the Politics of Labour*, 1961, p. 37 fn.

「自覚的」労働者は賃銀増加分を、単に安楽を求めて費消するのではなく、「知性・活力および自主性向上」を意味する生活基準の上昇のためにより多く割く結果、労働能率は増進されて、国民分配分 = 国民所得生産は増加し、利潤も賃銀も増加するのであって、この過程を通じて資本と労働の利害は一致し調和関係をもつとマーシャルは説く。⁽⁴³⁾ (こうした考え方の世論、とくに資本の側に及ぼした効果の典型をラウントリーにみることができる。貧困のもたらす労働力の荒廃を、ミクロに個別資本の労働力調達難としてしか捉えなかつたブースと、産業能率の低下を媒介としてマクロに国民経済的に理解したラウントリーとの差は、もっぱらマーシャルの影響によるであろう。また、ブースの貧困線がいくらか恣意的であったのに、ラウントリーのそれが定義の明確さをもちえた理由も、マーシャルによる最低生活水準の理論的3段階整理の直接的応用⁽⁴⁴⁾によって説明される)。

終生、ヴィクトリア的繁栄の余映のもとに理論を展開したマーシャルにあっては、長期正常概念により高賃銀と永続的経済進歩は矛盾なく統一されうるのだから、経済的自由を絶対でないまでも最善のものとする確信は揺がず、貧困と無知は過去の遺産であるか、経済的自由の濫用の所産に他ならない⁽⁴⁵⁾とされ、ブースの統計の軽率な誇張と性急な所得平等化の主張は戒められることになる。⁽⁴⁶⁾ それゆえに、「しばしば示されているほどにははなはだしいものではないとしても」富の不平等が、「現代の経済組織のもつ重大な欠点」として立ち現われるときには、「自由な創意と性格の力強さの源泉を涸らすようなおそれのない手段で」修正が加えられねばならないのであって、⁽⁴⁷⁾ 「まずしい労働者階級の人々がかれらだけの力ではなかなか用意できないようなかれらの福祉のための施設を、国家は十分な資金、いや十分すぎるくらいの資金を惜しみなく投じてつくりだす義務を負っている⁽⁴⁸⁾が」、その反面で、「実業界へ政府が侵入することは、其処が不断の発明と利用すべき手段方法の豊富とを必要とするところだけに、社会の進歩のためには危険であり、殊にその進歩たるや突如として進展する性質のものであるから、一層警戒さるべき⁽⁴⁹⁾と看做される。このように、政府活動の領域を経済的自由の伝統に則ってきびしく限定したマーシャルにとって、国民分配分の成長を

(43) A. Marshall, *Principles of Economics*, 9th ed. 1961 (1st ed. 1890), pp.684-690. 馬場啓之助訳『経済学原理』IV, 1967年, 249-250ページ。なお、マーシャルの経済学史的な位置づけについては、杉本栄一『近代経済学史』, 1953年, 124ページ以下参照。

(44) マーシャルは、最低生活水準の客観的標準として、まず、労働者の肉体的能率維持に必要な所得水準、ついで、普通の者が能率必需品の一部を犠牲にしても得ようとする慣行的必需品を加えた社会的水準、さらに、これに職業上の必需品を含めた経済的能率維持に必要な所得水準の、3段階を分つ (*ibid.*, pp. 69-70. 邦訳 I, 88-91ページ)。ラウントリーの貧困線は第1のものに、また人間的必要充足水準は第2のものに、それぞれ対応している。

(45) *ibid.*, p. 12. 邦訳 I, 16ページ。

(46) ditto, *Social Possibilities of Economic Chivalry*, 1907, in Pigou(ed.), *op. cit.*, p. 328. 金巻賢字訳「経済騎士道の社会的可能性」, 杉本栄一編『マーシャル経済学選集』, 1940年, 273-274ページ。

(47) ditto, *Principles*, *op. cit.*, p. 714. 邦訳 IV, 281ページ。

(48) *ibid.*, p. 718. 邦訳 IV, 287ページ。

(49) ditto, *Economic Chivalry*, *op. cit.*, p. 338. 邦訳, 292ページ。

抑制せずに貧困を減少させるための残された唯一の途は、社会的生産力発展の主役を担う産業人に、その世界の統率者としての道徳的責任を訴え自覚を促すことであった。

集産主義への強い反対に発してマーシャルが提唱する資本の行動規範＝「経済騎士道」は、経済活動の目的である富の獲得と蓄積にあたってフェア・プレーのルールを入れ、「最も有能にして最も優秀なる実業家は、成功が齎らす金銭より以上に、成功そのものこそ価値ありとなす」べきであって、「実業における騎士道は、得易き勝利を卑み、助力を必要とする人々を助けることを喜ぶものである。また正当なる方法によって利益を得ることはこれを軽蔑せず、美事な戦ひ振りによっての戦利品、試合の賞品等を尊重するといふ戦士の誇りを抱いてゐる」こと⁽⁵⁰⁾の勸奨であった。さらに「事業における騎士道」が「富の使用における騎士道」に拡げられて、「社会公共の福利のための実直な仕事のうちに、更に一層盛んなる排け口を見出し」たときに、経済騎士道は完成されるという⁽⁵¹⁾。少し前には労働者に対して「紳士たるべし」と自覚を説いたマーシャルが、いまひるがえって財産の安全の代償として、資本に対して倫理にもとづく分配の是正を鼓吹せねばならず、しかもそれが彼の政策提案の中心であったことは、正統派でありすぎて、均衡と有機的成長の抽象社会に拘泥するあまり、壮大な理論体系を構築し変らぬ関心を労働者状態の改善に向けながら、ついに現実社会の変化に対応しきれなかったマーシャルの知的悲劇を示している。

貧困の実態にたじろぎ労働問題の擡頭にとまどう世紀末社会に向けての、より直接的で大胆なひとつの解答は、伝統的思考に対する根本的なプロテストの形で、経済学の本流からはほど遠い代りに、ひとは誠実で忍耐強く、ひとは教養高く才気に溢れたアマチュアの組合せ、ウェブ夫妻によって与えられることになった。婚約時代のシドニーがビアトリスに送った書信(1980年7月27日着)にいう——「私はまっすぐクラブに行きマーシャルの600ページの大冊(『経済学原理・初版』)をすっかり読破しました——そのため立ち上るとよろめいてしまいました。それは偉大な本ですが、新しいところはなにもありません——道を示していても、進もうとはしていないのです。とはいっても、偉大な本ですし、おそらくミルに取って替るものでしょう。しかし、経済学に新機軸を拓くものではないようです。経済学はやはり造り直さねばなりません。他人まかせにはできません。貴女⁽⁵²⁾が私を助けるか、私が貴女を助けるかして、この仕事にかかるほかありません」。

IV

シドニー・ウェブが25歳のとき、フェイビアン協会に提出した最初の論文が『出口』(*The Way*)

(50) *ibid.*, pp. 330-332. 邦訳, 278-280ページ。

(51) *ibid.*, p. 334. 邦訳, 303-304ページ。

(52) B. Webb, *Apprenticeship, op. cit.*, p. 350.

Out) と題するものであったことはなかなか象徴的である。⁽⁵³⁾ ウェブ夫妻は、経済的自由と経済的平等の背反が生んだ社会的緊張を解く突破口を、マーシャル的に経済倫理を外からあてがい旧制の補綴を図るのではなく、自由放任の否定の方向に開こうとし、そうした新しい社会的経済的政策原理を、新しい社会勢力として成長してきた労働組合運動の歴史と機能の分析を通じて抽出しようとした。かれらの一層直接的な狙いは、この古くから存在し、おりしも新しい型と精神をもとと摸索していた労働組合を、マーシャル等の少数を除き、反社会的・反能率的存在と白眼視しつづけてきた常識から救い、その社会的意義を積極的に定めようとするところにあった。その際みられたかれらの特徴は、定型に囚われたり一定の原則から結論を演繹したりせず、つねに実証にもとづいて論理的発言をしたことであった。

ウェブ夫妻は、『労働組合運動史』の現在でも乗り越えがたい緻密な研究を土台にして、3年後の1897年に『産業民主制論』を発表し、労働組合の基礎理論を展開した。このなかで、かれらは、労働組合の経済的特質を析出し、それを賃銀率・労働時間・安全衛生等の雇用条件の共通規則 (the Common Rule) 設定の機能にまとめ、「この共通規則の方策は、労働者の見地よりすれば、常に、如何なる雇主もこれ以下に下ることを得ない最低限を強行するもの」と解明した。⁽⁵⁴⁾ いまからみれば、共通規則あるいは標準率の維持が組合目的の最前列にあることは、ことごとしくいうまでもない初歩的通念である。だが『産業民主制論』が公表されたとき、「労働者の組織について本を書くほどそれに重きを置く考え方を嘲笑した」⁽⁵⁵⁾ 評論家連が存在し、それが代表的意見であったことが示すように、当時、職業上の団結権は法令全書のうえでは認められていたものの、それからなんの教訓もひきだされることなく、世間的には組合の目的と手段に対する誤解と偏見が溢れ、旧派の経済学者からは無視もしくは敵視を受けていた事情からすれば、共通規則概念の導入は、やはりウェブの一業績としなければならない。たとえば、改訂を重ねるごとに経済学一般論考をますます多く労働経済論に割いたマーシャルの『原理』や、とくに労働組合論に力点を置いたという彼の『産業経済学要論』において、コモン・ルール概念が登場するのは、少なくとも、ウェブ夫妻の両著公刊後⁽⁵⁶⁾ である。ここで、「1 プラス 1 が…… 2 でなく 11 になる」⁽⁵⁷⁾ ほど緊密な協働をみせたシドニーとビアト

(53) Margaret Cole, *The Story of Fabian Socialism*, 1961, p. 7.

(54) Sidney and Beatrice Webb, *Industrial Democracy*, 2nd ed. 1920 (1st ed. 1897), p. 715. 高野岩三郎監訳『産業民主制論』, 1927年, 782ページ。

(55) M. Cole, *Beatrice Webb*, 1945, p. 71.

(56) マーシャルの『原理』および『産業経済学要論』(*Elements of Economics of Industry*, 1st ed. 1892) の1890年代末以降の諸版には、労働組合を論ずる章節にウェブの『運動史』(in *Elements*, 3rd ed. 1899, p. 363fn.) あるいは『民主制論』(in *Principles*, *op. cit.*, p. 705 fn., p. 707 fn.)に対する注記があるが、直接コモン・ルールをコメントする箇所には、まったくみられない。これは、ほぼ確実に、マーシャルの「他人の優先性を不十分にしか認めていない」傾向(Schumpeter, *op. cit.*, p. 839. 邦訳5, 1768ページ)に理由を求められようが、かすかながらウェブ以外の提唱またはマーシャル自身の着想の可能性も、残っていないわけではない。

ブスの仕事を区分するのはもともと困難だが、将来ナショナル・ミニマムに発展する胚芽をもった「共通規則」ないしは「最低限の強制」(the enforcement of a minimum)の概念装置にかんするかぎり、より早く着想したのはピアトリスであったと思われる。けだし、彼女は直感力と独創性に優れていただけでなく、その社会的修業の開始がブスの調査の主要メンバーとしての経験であったため、ミニマム概念を永く追跡してきたこと、とりわけ重要なのは、それに続く協同組合運動の時期に、標準賃率・正常労働時間を強制する労働組合の存在が労働者の経済的福祉と人格的自由にとって不可欠と知り、これを「上からの管理」を補う「下からの管理」と捉えていること⁽⁵⁸⁾、これが契機になって労働組合研究に入り、結局シドニーとの最初の協働作業になったことなどが、推測の理由に挙げられる。

いずれにせよ、共通規則設定という組合活動の主要な課題の実現は、産業資本段階における職能別・職業別組合にあっては、主として、需給説にもとづく熟練労働者の封鎖的組織を背景にした労働力供給制限たる「人員制限の方策」⁽⁵⁹⁾、つまり、その熟練職種を一層厳重な「非競争集団」にし労働市場における特権的地位を確保することによって果されていた⁽⁶⁰⁾。このかぎりでは、共通規則の作用領域は一部の産業・職業に限定されて、いわば、インダストリアル・ミニマムまたはオキュペイショナル・ミニマムに等しく、その特権の身分については、賃銀基金説の通俗形態よりする攻撃を避けうるものではなかった。ところが独占段階に入ると状況が一変してくる。クラフト・ユニオンが経済的基礎を置いている特殊熟練が、技術的進歩とともに汎用熟練に置換され、かれらの人員制限の方策が万能でなく特権的地位が永続するものでないことを教えられる。労働力供給制限に頼りえないことは、徒弟制度をもちえず熟練職種を定義できない一般未熟練労働者の組織の場合にはより明白であり、19世紀末、新組合主義を起こしたかれらのとりうる方法は団体交渉による標準賃率設定⁽⁶¹⁾しかなかった。しかも、その下層には極端な苦汗労働に押し拉がれた未組織の貧困層が存在し、デッド・ウェートの作用をしている。かくして、当時の“貧困の発見”に強い刺戟を受けつつ、共通規則の拡大が、それまでと異なる視点と異なる方法によって要請されることになる。

だが、正義・公正あるいは同情の倫理からはともかく、この共通規則の拡大は、かつてのクラフト・ユニオンのそれが経済的進歩に有害と非難されつづけたのと同様、経済的自由主義とたちまち抵触せざるをえない。すなわち、雇用条件の規制という、産業活動の自由と活力に対する人為的干渉や競争の制限は、産業効率を阻害し国民経済の沈滞を招くはずであった。このジレンマを、スペンサー以来の社会進化論、とくにマーシャルの有機的成長概念の応用によって打開し、ナショナル

(57) M. Cole, *op. cit.*, p. 43.

(58) B. Webb, *Apprenticeship, op. cit.*, p. 332.

(59) The Webbs, *Democracy, op. cit.*, p. 704 *et seq.* 邦訳, 859ページ以下。

(60) M. Dobb, *Wages, op. cit.*, pp. 162-163. 邦訳, 216-217ページ。

(61) *ibid.*, pp. 166-167. 邦訳, 221-222ページ。

ル・ミニマム = 国民的最低限設定の社会経済理論を案出して、硬直的な賃銀基金説とマルサス的人口法則の呪縛から解放したのが、ウェッブであった。その論理は、労資の利害一致をつぎのように説くことによって進められる。「共通規則なるものは、賃銀所得者に関する限り、進化発展の二つの力の作用を促進する。……それは一方では常に最適者の選択となり、それと同時に他方ではより高い水準の熟練と精力とに機能的順応をなすに必要な精神的刺戟と物質的条件との両者を供する⁽⁶²⁾」。また、共通規則は「あらゆる雇主（の合理化への努力）を刺戟する直接の効果の外に、……それは常に、事業をば最良の地位最良の設備を有し最有能者の管理下にある工場に集中せしめ、無能旧式なる雇主を排除する⁽⁶³⁾」。淘汰されるのは寄生的苦汗産業であって、産業の適者が生存することにより国民経済的効率はむしろ増進され、労資の利害は一致し、マーシャルのいう全住民の生活基準向上による国民分配分の大幅上昇は達成されると主張した。この段階のウェッブは、あきらかに意識的淘汰の線を歩んで社会進化論の影響下にある。

ウェッブの主張のもうひとつの特徴は、産業内の労資関係すなわち団体交渉力によってはかならずしも達成を期待できないナショナル・ミニマム実現の責務を国家に負わせて、「この共通規則の考を産業から全社会に拡大し、国民的最低限を規定して以て絶対的に如何なる産業も公共の福祉に反する条件のもとには経営するを許さざる⁽⁶⁴⁾こと」にした点であり、それまでの夜警国家観を破って、国民経済に対する国家干渉の妥当有効性を説き、社会の公正な管理者として国家の役割を積極的に承認したことである。そこには、国家を永続的制度とみて、その漸次的改造に社会主義を期待する中産知識階級の団体フェイビアン的コレクティヴィズムの面目があり、この場合、コレクティヴィズムは、集産主義と国家主義の2様の解釈を許すのである。

このときウェッブが拓いた道筋を辿って福祉国家政策へのプロセスが始まるのであるが、ウェッブの貢献は大約つぎの諸点に整理できよう。まず、労働者保護策は労働力消費過程における賃銀・労働諸条件規制のみでは完結しないから、労働力再生産過程における生活諸条件の基準設定への進展を予定していることが、第1点である。ついで、共通規則を産業や職業の内部の閉じた関係より解放して社会全般にわたる開いた関係に置き、ナショナル・ミニマムを生活＝貧困問題一般の対応策に拡張させるモーメントを与えたことが、第2点である。さらに、ナショナル・ミニマムを国民経済繁栄の条件として理論づけて、福祉国家の社会経済理論の基礎をつくったことが、第3点である。だがまたウェッブおよびフェイビアニストの理論には、大きな限界があることも確かであり、ようやく弊害の目立ちはじめた自由主義的資本主義の「改良」をいうにさいして、社会組織の道徳化・「営利企業の統制」を要請し、その実行を国家の道徳的義務として置くという外からの批判にとど

(62) The Webbs, *Democracy*, op. cit., p. 723. 邦訳, 881ページ。

(63) *ibid.*, pp. 727-728. 邦訳, 888ページ。

(64) *ibid.*, p. 767. 邦訳, 938ページ。

まるため、しばしばその経済理論は、こうした方策が長期的マクロ的視野よりすれば、いかに経済的効率を損わず経済的自由を侵さないかのアポロジーに終始する傾きをもつ。

『産業民主制論』段階のウェッブのナショナル・ミニマム概念は、産業における賃銀・労働条件規制に主眼が置かれていたが、すでに述べたごとく、その論理の自然の発展として、より広い社会的観点に立つ拡大されたナショナル・ミニマムが訴えられるにいたる。しかし、時代の制約とはいえ、それが国民的効率と直結して考えられたことが意外な——ウェッブにとっては不幸な結果を惹起する。つまり世紀末のイギリス資本主義の動揺に対する中産階級の不安と焦慮のなかから生れたフェイビアンイズムは、当初、ウェッブをその代表として、成長をはじめたもののまだ成熟するにいたらない労働者階級を、かれらの思想を実現する主体とは認識せず、既存の政党、自由党による社会改良の実行に望みをかけてゆく⁽⁶⁵⁾。しかもボーア戦争を機としてイギリスの政界が帝国主義の支持派と反対派に分裂したとき、ウェッブなどのフェイビアン⁽⁶⁶⁾の多数は、ローズベリやチェムバレンの自由党帝国主義派が国力伸張のために対内的には自由放任に反対し社会改良の強化を説いたことをもって、それに左祖したのである。このことには、イギリス中産階級および熟練労働者層の生活水準向上が、世界経済の覇者としてのイギリス資本主義の獲得する巨大な超過利潤の落穂によって達せられたことと、その優位がいまや喪われようとしていることへの屈折した感情が投影されていよう。ともあれ、このときローズベリが掲げた政治スローガン「国民的効率政策」(a policy of National Efficiency)の下支えとして、ウェッブは、ナショナル・ミニマムの拡張を行ない、産業におけるナショナル・ミニマムが、労働者のためばかりでなく、産業の効率を高めて国際競争裡の成功の条件となるごとく、国民一般の保健、住宅、教育等のナショナル・ミニマム維持による国家全体の効率化が、帝国の命運を決する基礎になるとする⁽⁶⁷⁾。なるほどナショナル・ミニマムは拡張されたが、そのための代価も大きかったといわねばならない。

この頃になると、ナショナル・ミニマム概念はフェイビアン主義者の共有物となり、さまざまな側面でのミニマムが論じられるようになった⁽⁶⁸⁾。しかし、ナショナル・ミニマムが、産業の効率や国家の効率の軛をはずして自立したのは、やはり、1905-9年の王立救貧法委員会を通じてのようである⁽⁶⁹⁾。周知のごとく、多数派とピアトリスを含む少数派の対立となってこの委員会は終るが、その対

(65) Paul Thompson, *Socialists, Liberals and Labour, the Struggle for London, 1885-1914*, 1967, p. 104.

(66) Bentley B. Gilbert, *The Evolution of National Insurance in Great Britain, the Origins of the Welfare State*, 1966, p. 72 et seqq.

(67) S. Webb, Lord Rosebery's Escape from Houndsditch, *Nineteenth Century, And After*, No. CCXCV, Sept. 1901, p. 376 et seqq. なお、この論文を基調にした講演が1901年11月8日フェイビアン協会で行なわれ、多少の加筆を経て、同年の Fabian Tracts の1冊として、*Twentieth Century Politics, A Policy of National Efficiency* の題で再版されている。

(68) A. M. McBriar, *Fabian Socialism and English Politics, 1884-1918*, 1962, p. 108.

(69) 救貧法委員会から国民保険法成立前後までの経緯については、拙稿「イギリス医療保障構想の形成過程」、『三田商学研究』、第4巻第6号、23ページ以下参照。

立点は具体的な政策提言の上では小さく、原理の上で大きかったため、かえって深刻であったといえる。要するに、多数派は個人主義的貧困観の系統にあって貧困者の管理保護をいうのに対して、少数派は貧困の社会性を認識して防止を重視したのである。このとき以後、ウェブのナショナル・ミニマムは、予防の原則、あるいは公衆衛生・義務教育ですでに実現している社会サービスの原則に立って主張されるのであり、その内容も、労働諸条件規制のほか、最低生活、余暇、保健、児童保護等に及んでゆく。⁽⁷⁰⁾ 救貧法論争の過程で、既成政党へのいわゆる浸透に失敗し、ロイド＝ジョージの国民保険に出し抜かれたのち、政治力をもたないことの限界を覚ったウェブは、急速に労働党に接近してゆくが、その結果、シドニーの執筆による1918年の労働党綱領『労働党と新社会秩序』のなかで、ナショナル・ミニマムの普遍的实施が、産業の民主的統制、財政改革、余剰の富の共同使用と並んで政策課題の支柱に組み込まれるにいたった。⁽⁷¹⁾ 経済理論の知識をたれよりもマーシャルに多く頼ってきたウェブにとって、効率との直接的関わりを捨ててからのちのナショナル・ミニマムの必然性は、社会正義、平等、民主主義、福祉といった抽象的な政治理論・社会理論によって説明されることが多くなり、かつての一元的明解さを失ってしまい、列挙される部門の豊富さと反響の大きさの半面で、理論的精彩が薄れていった。結局、最終的に整理されたところでは、社会を構成する生産者と消費者はその機能に応じて独自の立場と利害をもち、しばしばそれは排他的と考えられてきた。⁽⁷²⁾ しかし、あらゆる人々は、生産者としてでなくまた消費者としてでなく、市民として共通の立場をもち共通の利害をもっている。したがって、この共通の利益を確保するため適用されるのがナショナル・ミニマム政策であって、労働条件規制から生活環境規制までの大きな幅をもつとされた。⁽⁷³⁾ こうしてみると、ついに有機体的社会観を離れえなかったウェブは、ナショナル・ミニマム概念を政治的に見事に拡張しながらも、それを純粋に経済理論の枠内で自己完結的に確認できなかったことになる。このウェブの遺した課題が、ピグーよりケインズをへてベヴァリッジにいたる、激しい社会経済的変動をともなった道程のなかで、いかに解決され、それとともにナショナル・ミニマムがウェブ的概念からどのように変容して社会保障制度に結実していったかは、続稿で検討される。

(70) S. Webb, *The Necessary Basis of Society*, Fabian Tract, No. 159, 1911, pp. 8-10.

(71) McBriar, *op. cit.*, pp. 343-344.

(72) The Webbs, *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*, 1920, p. xvii.

(73) *ibid.*, pp. 322-323.